

## ボランティア休暇制度が求められる背景

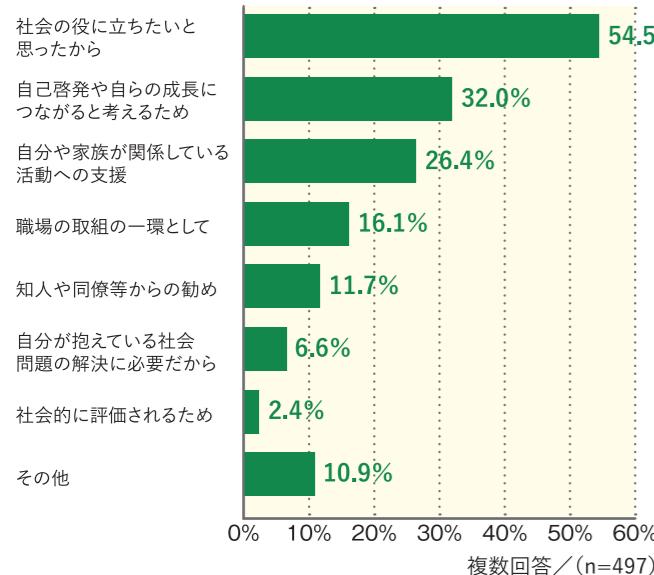
### ●ボランティア活動を実施するための時間を創出

近年、地域貢献活動、社会貢献活動、自然・環境保護活動、災害復興支援活動などのボランティア活動への関心が高まっています。一方で、参加する時間がないなどの時間的制約が大きな課題となっています。このため、年次有給休暇の取得促進とともに、従業員が積極的にボランティア活動に参加できるよう、情報提供等の支援に加えて、ボランティア休暇制度の導入が求められています。

### ●従業員の社会貢献や多様な経験による成長を後押し

ボランティア休暇制度は、ボランティア活動を「これからやってみたい」と考えている従業員にとって、行動のきっかけにもなり得ます。社会貢献や、多様な経験による従業員の成長を後押しするためにも、ボランティア休暇制度の導入を検討しましょう。

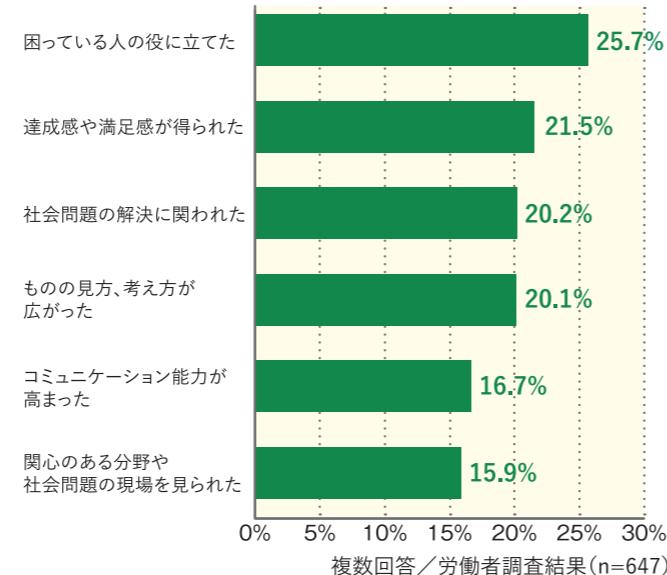
#### ボランティア活動に参加した理由



(注)2018年の1年間でボランティア活動を「したことがある」と回答した人。

(資料)内閣府「令和元年度 市民の社会貢献に関する実態調査 報告書」

#### ボランティア活動や地域活動に参加してよかったです



(注1)2021年度中にボランティア活動や地域活動に参加したと回答した人。

(注2)複数回答設問の選択肢のうち、回答割合が高い上位6項目を抜粋。

(資料)令和4年度「仕事と生活の調和」の実現及び特別な休暇制度の普及促進に関する意識調査

## 企業にとってのボランティア休暇制度導入のメリット

ボランティア休暇制度を導入し、従業員のボランティア活動への参加を会社として支援することで、従業員のみならず、企業にとっても以下のようなメリット・効果が期待できます。

### 企業イメージの向上

東日本大震災以来、従業員のボランティア活動を企業の社会的責任としてとらえ、支援する企業が増えています。こうした活動が、企業のイメージアップにつながります。

### 人材の育成

社内外のネットワーク構築、社会参加による人的成長はもとより、ボランティア活動を通じて実務能力の向上やコミュニケーション能力、リーダーシップの向上も期待できます。海外でのボランティア活動では語学力の向上等も期待でき、グローバル人材の育成にもつながります。

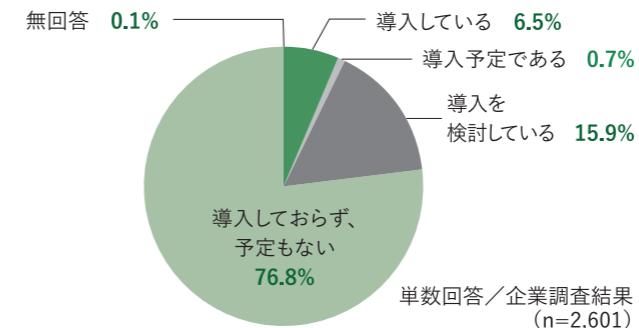
### 会社への帰属意識の醸成・貢献意欲の高まり

企業の制度を利用したボランティア活動により、会社の一員として胸を張って活動することで、従業員のモチベーションが向上します。

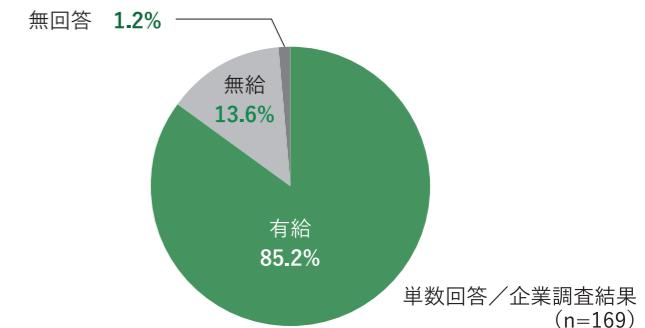
## ボランティア休暇制度の導入状況(令和4年度)

- ボランティア休暇制度を導入している企業は6.5%、導入予定または導入を検討している企業はあわせて16.6%です。
- 導入している企業のうち、85.2%が有給休暇としています。

### 導入状況



### 給与の取り扱い



(資料)令和4年度「仕事と生活の調和」の実現及び特別な休暇制度の普及促進に関する意識調査

## 導入企業の事例・制度利用者の声

### アミタホールディングス株式会社（事業内容：循環型の社会デザイン事業の展開）

#### ●ボランティア休暇制度を導入した背景

・社会課題の解決に関心が高い従業員が多く、会社としても従業員が社会貢献活動を行うことで通常の業務では得られない経験が獲得できると考え、幅広いボランティア活動のために、年20日・半日単位で取得できる休暇制度「ソーシャル・タイム」を導入しました。これまで清掃ボランティアや子ども食堂、高齢者の買い物サポート等で活用されています。

#### ●制度利用者の声

・ソーシャル・タイムを活用して、社内でも広く声をかけ、フードバンク活動を行う団体の農業ボランティアに参加しました。一緒に参加した社内のメンバーは皆初対面でしたが、農作業をしながら他部署の仕事の話なども聞くことができ、新たなつながりを作ることができました。また、他企業からの参加者とも交流ができ、他業種の話や仕事の枠を超えた話などが大きな刺激となりました。

## 就業規則記載例

ボランティア休暇制度を設ける場合、就業規則の記載例は、以下のとおりです。

### (ボランティア休暇)

第〇条 ボランティア休暇の対象となるボランティア活動は、日本国内で行われる次の各号に掲げるものとする。

- ①地域貢献活動
- ②社会貢献活動
- ③自然・環境保護活動
- ④災害復興支援活動

2 ボランティア休暇制度を利用して休暇を申請できる者は、すべての社員とする。

ただし、休職期間中の者、育児休業中又は介護休業中の者その他休業中の者は対象とならないものとする。

3 ボランティア休暇の取得申請は、開始予定日の1か月前までに、会社指定の様式により行い、許可を得る必要がある。

4 ボランティア休暇の取得日数は、1年間で最大〇日とし、有給とする。

5 ボランティア休暇取得後は、速やかに会社指定の様式によりボランティア活動に関する結果報告を行うものとする。